

神戸市青色防犯パトロール活動報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市内で青色回転灯を装備した車両を用いて自主的に防犯パトロール活動を実施する団体に対し、神戸市青色防犯パトロール活動報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）、神戸市会計規則（昭和39年3月神戸市規則第81号。以下「会計規則」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 報奨金の交付対象は、兵庫県警察本部から「自動車に青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明」（以下「証明書」という。）を受けて、神戸市内において活動している団体であり、かつ、市長が報奨金の交付を適切と認める団体とする。

(報奨金の用途)

第3条 報奨金は、青色防犯パトロール活動のために要した経費（以下「活動経費」という。）に充当しなければならない。

(対象期間)

第4条 報奨金の交付対象期間（以下「期間」という。）は、交付申請を行う年度の4月1日から翌年2月末日とする。

2 ただし、前項の期間において、第2条に規定する証明を継続して6か月以上受けていなければならない。

(交付申請)

第5条 報奨金を受けようとする団体は、次に掲げる書類を指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 青色防犯パトロール活動報奨金交付申請書（様式第1号）
- (2) 兵庫県警察本部から交付された「証明書」の写し
- (3) 活動経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の額)

第6条 報奨金の額は、様式第1号に基づき活動内容を審査したうえで、月の平均活動回数に基づき、以下の金額を限度として、予算の範囲内で市長が定めることができる。

- (1) 月の平均活動回数が1以上4未満の場合、5,000円。
- (2) 月の平均活動回数が4以上8未満の場合、10,000円。

- (3) 月の平均活動回数が8以上12未満の場合、20,000円。
- (4) 月の平均活動回数が12以上の場合、30,000円。
- 2 前項に規定する場合において、当該年度中に警察本部長が交付する「パトロール実施者証」を新規取得した者が当該活動に参加し、かつ前年度実績を上回る活動をした団体に対しては、10,000円を加算する。
- 3 報奨金の額は、当該年度の活動経費を上限とする。

(交付の決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による報奨金の交付決定及び補助金規則第16条による報奨金の交付額の確定を行うときには、次に掲げる書類により速やかに交付申請者に通知するものとする。

- (1) 報奨金交付決定通知書兼報奨金額確定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の通知を行った場合、交付申請額と交付決定額が同額であるときは、会計規則第42条に規定する請求書(以下「請求書」という。)の提出を省略し、速やかに報奨金を交付申請者に支払うものとする。
- 3 市長は、前項の規定に該当しないときは、請求書の提出を交付申請者に求めるものとする。
- 4 市長は、補助金規則第6条第3項による報奨金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって交付申請者に通知するものとする。
 - (1) 報奨金不交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(報奨金の交付制限及び取消し)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合、報奨金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 第5条による書類の記載に虚偽があると認められた場合
- (2) 活動内容が青色防犯パトロール活動の趣旨に反すると認められる場合
- 2 市長は、報奨金の交付後に、前項の各号に該当することが明らかになった場合、報奨金の交付を取り消し、期限を定めて報奨金を返還させることができる。
- 3 市長は、交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を報奨金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。